

○佐々木功悦副委員長 わたなべ拓委員。

○わたなべ拓委員 わたなべでございます。三十分間で全十八問と質問大変多数につき、当局には恐縮ですが簡潔な答弁を願います。

さて、時間の関係で二問飛ばしますが、本年四月一日からみやぎ型管理運営方式に移行したことに伴って、五十億円ほど予算も縮減したようであります。また、事業担当班長による優れた資料を拝見いたしますと、モニタリングについても県と管理者の多重的チェックがなされておりまして、今のところは安心しておりますが、県民の不安解消のため、なお手堅い管理を願います。さて、仮に管理運営権が反社会的団体とは断じ得ないものの経済安全保障上あるいは人権デューデリジェンスの観点から問題ある企業に譲渡された場合には、法の定めにより議会の議決によつてこれを退けることができず、取引——すなわち委託、工事の発注、物品の購入がなされた場合には、経営審査委員会が所管するため、議会に直接関与・是正する権限はないと認識しますがいかがですか。

○佐藤達也公営企業管理者 運営権者が行う物品や工事等の調達先の企業に、悪質な労働条件を強いる等の、人権デューデリジェンスの観点から問題がある企業が確認された場合、現時点ではこれに関する法律による規制がないことから、企業局として直接的に取引への関与や是正を命令することは難しいものと考えております。一方で、先般、国において人権リスク対応のガイドラインが公表され、人権リスク対応の推進が検討されていることから、その動向を注視しながら、みやぎ型管理運営方式においても、運営権者の責任ある適切な運営が行われるよう、企業局として指導してまいりたいと思っております。なお、運営権者は、調達基準の一つに「持続可能な社会に寄与する調達」というのを掲げておりまして、環境負荷軽減への取組や労働安全衛生の配慮を行うなど、SDGsの推進を通して持続可能な社会に寄与することが表明されておりますので、人権リスク対応にも積極的に取り組んでいただけるものと考えております。

○わたなべ拓委員 九月十三日には、政府として責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインが決定されましたし、また、米国においても、ウイグル強制労働防止法など、懸念国との取引を制限する枠組みが徐々に実体化しております。経済安全保障推進法も八月から一部施行されましたし、水道がその基幹インフラに指定

される中で、懸念国との取引については現状ですと経営審査委員会に任せるほかなく、議会に直接関与する手だてがないというのはやはり問題ではないかなと思うのですよね。今答弁にもありましたように、持続可能性というところで是正の余地があるのではないかとこの見通しでありましたけども、もっと積極的に基幹インフラを守っていくためにも、懸念国との取引に一定の歯止めをかける手だてを議会に留保する方向というのはいいのでしょうか、伺います。

○佐藤達也公営企業管理者　まずは、運営権者の調達基準ということが重要だと思っております。我々としても、今は是正命令等ではない状況でございますけれども、こういう問題があるのではないかと話し合いを含めて指導等をするのは可能だと思っております。その上で、議会がどのように対応できるかということについては、私のほうからはなかなか答弁が難しいと考えておりますが、企業局としてはしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○わたなべ拓委員　今誠に答弁いただきましたが、我々としては県民一同同じ思いだと思います。懸念国が提供する検査機器でありますとか監視装置でありますとか薬剤などは、非常に不安があるということは御理解いただいていると思うのです。こうした懸念国からの調達について、重々留意いただきたい。これは、議会も当局も共同して、これから提携しながら検討して取り組んでいかなければならない事項だと思いますので、要望にとどめます。

さて、県立精神医療センター職員に対するアンケート結果を踏まえて、病院統合の組合せの再検討をする余地もあるのではないかと思うのですが、知事はいかがお考えでしょうか。

○村井嘉浩知事　現時点においては、あのアンケート結果をもって統合の組合せを変更するというようなことは一切考えておりません。「反対」、「どちらかといえば反対」という意見が職員の中で七七%ございましたけれども、これは東北労災病院と合築する新病院の内容がまだ固まっていない段階で整備場所等についての意見を聞いたものでございます。通勤の負担であったり、現在の精神科医療の継続性について、職員の皆さんが懸念をされているということでございます。これはもう当然のことだと受け止めております。県としては、まずは全県を視野に入れた精神科救急——二十四時間救急がご

ございますので、そういったことから県の中央部に位置したほうがいいだろうと考えたということでございます。まずは、そういったアンケート結果も踏まえまして、両病院間でしっかりと調整をしながら、より職員の皆様にも納得していただけるような形に持っていければというふうに思っております。

○わたなべ拓委員 私は、本年三月七日の予算特別委員会でも今と全く同じ質問をしたのですけども、知事は、議論の内容によってはわたなべ委員が言ったような形になる可能性自体はあるというふうに答弁されています。私が言いたいのは、どのプランにもやはり利害得失あると思うのですね。現状ですと、他の組合せについて検討した形跡が全くないということもありますし、先行している相手との協議の実績がもう一年余りになるのでということくらいしか、積極的な理由がないのですよね。ですので、後世の批判にしっかりと耐えられるような理由づけを当局において確保していただきたいと思えます。

では次に、がんセンターの研究所機能については、臨床と研究が隣接しているために、高度な希少がん・難治がん対応に令和三年度においても大きな実績を上げているところのようでございます。こうした医療的蓄積・機能は、東北大や医科薬科大との連携強化で直ちに代替することは私は不可能だと考えます。研究所の機能の廃止は、後世に禍根を残しかねないと憂慮する声も少なくありません。がん制圧の機能を後退させないためにも、研究所機能は特に維持すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○村井嘉浩知事 県立がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院として、専門的かつ高度な診療機能を有し、我が県におけるがんの対策に重要な役割を担ってまいりました。研究所機能につきましては、今後の高度化するがんの研究でございますけれども、これは機能・規模の面において、より大きな成果が期待される東北大学病院や、また、新たにできました東北医科薬科大学病院が中心となっていくと考えておりますので、今回の病院再編では、研究所機能を新病院に残すよりは、東北大学病院等との連携を念頭に検討していきたいというふうに考えております。

○わたなべ拓委員 知事、そうおっしゃいますけれども、がんセンターにおいて担ってきたこの研究機能を、直ちに東北大の研究システムの中に組み込むというのはかなり難しいと思いますね。後世から誤った再編だったと評されないように、重々留意いただきたいと思えます。また、研究当事者の意見をもっとしっかりお聞きになってください。

調整が可能なところもあるかもしれませんが。これは要望にとどめます。

では次に、仙台二華高校で国際バカロレアディプロマ・プログラムを視察しました。これは、生涯にわたり学び続けるための骨太な学び方を徹底するような普遍的な学習プログラムと認識します。仙台二華高校だけにとどめず、全ての本県県立学校に水平展開して、本質的な学びの在り方の定着を期すべきと考えますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○伊東昭代教育委員会教育長 この国際バカロレア——IBは、多様な文化の理解と尊重の精神によって世界を築くということを目指しまして、答えが一つでない様々な課題の解決に向けて生徒同士が対話や議論を重ね、多様な考え方を理解したり自分の考え方を深めたりすることで、探求する力、思考力、コミュニケーション能力等を向上させる学び方が特徴となっております。仙台二華高校では、このIB類型を選択した生徒が国際的な課題の調査研究や討論等に取り組みまして、思考力、判断力等を養い、グローバル人材の育成を図っているところでございます。県教育委員会といたしましては、こうした主体的で協働的な学習スタイルは、新しい学習指導要領において求められる学びの在り方とも一致するものであると捉えておりまして、今後、研修会等の様々な機会を捉えて、仙台二華高校で実践されている国際バカロレアの学びについて、他の県立高校へも普及を図ってまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 仙台二華高校では地主先生というスーパー教師もおられるようで、本県全体に広げていただけるよう期待を申し上げます。

では、令和三年度の歴史総合科目の教科書選定について伺いたいですけれども、教科書採択審査委員会に含まれる部外者は外部有識者二名のみですが、この外部有識者の専門につき伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 教科書採択審査委員会には、学識経験者を外部有識者として、より公正な教科書採択を行うためにお願いをいたしまして、御意見をいただいているところでございます。令和三年度の委員会においては、外部有識者として理系分野から理科教育専門の大学教授と、文系分野から教育学専門の大学教授を招いたところでございます。

○わたなべ拓委員 令和三年度の歴史総合科目の教科書選定の審査に当たり、外部有識

者二名から発言はあったのか伺います。また、歴史総合教科書選定に要した審査時間はどれほどか伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長 令和三年度の教科書採択審査委員会におきましては、担当指導主事が各学校から提出された教科書採択希望に対する事前審査結果について説明を行いました。歴史総合についての質疑は特になかったところですが、外部有識者からは、全体にわたり新しい教育課程にも対応するという観点もしつかり盛り込んでいるなどの御発言がございました。それぞれの教科の教科書選定に要した時間については記録をしていないところですが、全体の審議に要した時間は二時間程度でございました。

○わたなべ拓委員 全体に要した時間として二時間ということですが、十八科目について二時間ということですから、一科目について数分程度だったと、十分に満たなかったのではないかというような見立てもいただいております。さて、答弁いただいたところによりますと、外部有識者の専門は教育学、そして理科だったわけですが、有識者によって歴史総合科目の教科書の審査を期待したのですが、案の定御専門も違うということ、意見も皆無だったと。また、先ほど申しましたように審査時間も数分だったと。これでは実のある審査はとても無理じゃないかと思うのですよね。実質的な審査が可能な人的体制、時間確保及び保護者に対する説明責任も重要だと思うのですが、こちらを果たすような体制に変革すべきと考えます。どうですか。

○伊東昭代教育委員会教育長 今年度も教科書採択審査委員会を開催して検討を行っておりますが、今年度はより幅広い観点から御審議をいただくために、外部有識者を六名に拡充いたしましたして、教育学、理科教育、社会科教育、地域経済を専門とした大学教員の方と、保護者代表、経済界代表の方をお願いしております。審議時間としても三時間間に拡大をいたしまして、歴史総合についても、外部有識者も含めて発言があったところでございます。

○わたなべ拓委員 今年の八月に、改めて令和四年度の教科書について審査があったようなのですけれども、今答弁ありましたように二名から六名に外部有識者の増員が図られて、ここには社会科の専門家も補任されましたし、保護者あるいは経済界からも外部の有識者が補任された。また、全体も二時間から三時間に審議が増えて、当該教科につ

いては二十分の審議があったというようにも仄聞しております。社会科の専門家からも意味のある発言があったということです。惜しむらくは保護者の発言はなかったということ、これは運用改善を促したいと思いますが、とにもかくにも、当該課の職員の前向きな努力に、本当に心から敬意を表する次第です。

さて、引きこもりなど学校に登校できていない児童生徒たちの多様な学びの機会を保障しなくてはならない。文部科学省から累次にわたり通知・事務連絡も出ているというのですが、本県におけるオンライン授業などICTを活用した不登校児童生徒に対する学習機会の保障の実績について伺います。

○伊東昭代教育委員会教育長　まず小・中学校でございますが、一人一台端末の整備が完了したのが令和三年五月末で、令和三年度は端末活用のスタートの年であるとも言えます。十分活用されるまでには地域差が見られたところでございます。令和三年度、年間三十日以上病気などの理由以外で欠席した児童生徒のうち、ICTを活用して学習機会を保障した児童生徒数については、現在集計中のため概算での回答となりますが、令和二年度と比較して、小学校では三十四人から三倍程度に増加しており、中学校では七十六人からやや増加という状況です。高校につきましては、昨年度はコロナ禍でオンライン授業について試行ということで実施したところでございます。

○わたなべ拓委員　るるお答えいただきました。令和四年から本格的な指導ということですので、本格的な実施を期待するものであります。

さて次に、犯罪被害者支援につきましては、池田議員も熱心に取り組み、先般自由民主党・県民会議でも勉強会を開催したところでしたが、宮城県犯罪被害者支援条例第十九条では、「県は、被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」と規定していますけれども、財政上の措置の実績はあったのでしょうか、簡潔に伺います。

○原幸太郎警察本部長　犯罪被害者等支援に関しましては、県警察では犯罪被害者等への事件後の経済的負担を軽減するため、殺人事件の御遺族に対する遺体搬送料や遺体修復料、被害者に対する診断書料、性犯罪被害者に対する初診時処置料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、カウンセリング料、一時避難場所の確保に関する予算を執行しております。また、昨年度の県警察における関連予算の執行額については五百七十八万八千百

七十円で、前年比約プラス六十五万円となっております。

○わたなべ拓委員 国に先駆けて、この条例は、平成十五年につくられたということですが、先駆的であったがゆえに実務上の不都合が生じているのではないかと考えてもありません。翌平成十六年に、国において犯罪被害者等基本法が立法されまして、その際には、犯罪被害者支援は地方公共団体の責務と規定されました。そのため、他都道府県の犯罪被害者支援条例では、制度の立てつけ上の所管は知事部局とされているわけでありませぬ。法制定後、犯罪被害者の転居や雇用、カウンセリング等々、現状の県警の業務にはなじまない新たな支援ニーズが顕在化しているということもありまして、他都道府県では、県警が所管している犯罪被害者支援条例は皆無というのが現状であります。犯罪被害者支援を知事部局の所管とすべく、現状の条例第九条一項を改正して、条文の主体を現状の公安委員会から知事部局たる県へと移してはいかがでしょうか、伺います。

○原幸太郎警察本部長 我が県の犯罪被害者等支援条例は、御指摘のとおり、全国に先駆けて議員提案により公安委員会の所管条例として制定され、県警察が主体となり、宮城県犯罪被害者支援推進計画に掲げる施策について、関連機関と連携を図りながら、犯罪被害者等への支援に取り組んでおります。その後、平成十六年に犯罪被害者等基本法が制定され、第五条では犯罪被害者等の支援が地方公共団体の責務と定められ、令和四年四月時点で条例制定済みの三十九都道府県のうち、静岡県と我が県を除く三十七都道府県で知事部局が所管し、犯罪被害者等への日常生活の支援、雇用や住居の安定など、生活再建への各種施策に取り組んでいるものと承知しております。条例や推進計画の所管については、本制度の趣旨が犯罪被害者等に対する経済的支援や生活再建にあり、犯罪被害者等に最も寄り添う形で実施されることが望ましいと考えておりますので、今後、的確に検討が進められるべき大きな課題であると認識しております。

○わたなべ拓委員 知事、お聞きになられたと思いますけども、これは本来は警察から答弁されるべきことではないのかもしれないですね。今、どこからどこが所管すべきなのかということについて検討が加えられるべきという答弁がありましたけども、新たな支援ニーズというのは知事部局こそよくなし得る課題でありますから、これは本来、知事が我が事として答弁していただくべき事柄だと思うのです。知事、いかがお考えですか。

○村井嘉浩知事 先ほど県警本部長が答弁したように、何よりも重要なのは、被害者の皆さんに最も寄り添う形でどのようにすればいいのかということを考えることだと思っております。三十九都道府県のうち、静岡県を除く三十七都道府県で知事部局が所管しているということでありますので、よく検討してみたいと思います。実はこれは議員発議条例ということでありましたけど、私も当時議会にいたときに関係していたものですから、非常に強い関心を持っております。よく検討してみたいというふうに思います。

○わたなべ拓委員 知事もかつて関わった条例ということですから、前向きに御検討いただきたいと存じます。

さて次に、一問飛ばしまして、最近は大変残念なことに通り魔的な犯行が横行しておりますけれども、児童生徒らを守るために、見せる警備による犯罪抑止を講じるべきと考えます。通学路などにおける見せる警備の拡充を要すると考えますが、県警の所見を伺います。

○原幸太郎警察本部長 通学路等における子供の安全確保対策として、見せる警戒活動の拡充は、極めて重要だと認識しております。県警察では、制服警察官やパトロールカーによる登下校時間帯や街頭活動時における危険箇所へのパトロールなど、重点的な警戒活動を実施しております。今後も、通学路等における子供の安全確保対策については、不審者情報等に関する防犯情報の発信や関係機関・団体と連携を併せて図り、見せる警戒活動を含め、より一層総合的な対策を推進してまいります。

○わたなべ拓委員 ちよつと一問前後したのですけども、仙台市立八木山中学校生徒襲撃事件など、いわゆる無敵な人——絶望した方々による通り魔的な加害事件、拡大自殺等々が相次いでいる。加害者の多くは、就職氷河期世代に属する中年である。本県では、就職氷河期世代を対象とした期限の定めのない職員採用を実施しております。村井知事の英断と敬意を表します。これは東北地方で一番早かったです。令和三年度の採用実績は十八名ということで、ここには五十歳の方も含まれるそうであります。自暴自棄の人が生まれる背景には、失業やワーキングプアなど経済的な貧困、より本質的には孤独・孤立の問題があるわけであります。高齢者の孤独・孤立の問題は課題として認識され、一定程度対策もされておりますけども、我が国も世界で二番目に担当大臣を置いて対策を進めるものの、中年層の孤独・孤立に対する社会的なセーフティーネットは未整



備というのが現状であります。本県の中年層の孤独・孤立関連の施策について伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 県では、生活困窮者、ひきこもり、いじめ、虐待など、様々な理由により孤独を感じ、社会的に孤立している方への支援に取り組んでいるところでもあります。お話の中年層については、家庭や社会を支える年代であることから、生きづらさや孤独・孤立を感じることはない社会であることが重要であると考えております。現在、県や市町村では、自立相談支援センターにおける生活困窮等の相談対応、みやぎジョブカフェによる就職支援、ひきこもり地域支援センターでの相談対応や家族教室、自死対策推進センターによる相談対応などの体制を設けております。国では、孤独・孤立対策の重点計画を定め、今後の事業展開を検討していることから、県としても、実情を踏まえた対策を検討してまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 データから見たみやぎの健康を本県は作成しておりますけども、これは中小企業による協会けんぽも加えて分析するなど、大変重要な事業として高く評価するものであります。県民全体の健康のありようの解像度を上げるためには、更に大企業による健保組合のデータも加えてはどうかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 県内には、大企業と全国組織の支部がある健保組合が十二組合あります。そのうち六組合からデータの提供について同意を得ておりまして、今後、検討データに加えて分析を行う予定としております。県内全体の健康状態を把握するには、大企業の健保組合等のデータも含めた分析が有効と考えておりますので、今後対応してまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 前向きな御答弁ありがとうございます。これは専門家からも大変高く評価されているもので、先進的な取組として今後ともよろしくお願いいたします。

特定保健指導実施の低迷が、メタボ解消などゴールにつながらない一因となっているという指摘もございます。時間的・空間的制約を克服するオンラインによる特定保健指導の周知と実施率はどうなのか。また、オンライン特定保健指導の導入により、実施率がいかに向上したのか伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 昨年度、県で行った調査結果によりますと、オンラインによる特定保健指導を実施している保険者は、回答のあった県内の五十五保険者のうち、八保険者でありました。各保険者のオンライン特定保健指導の導入状況については、先進

的に進めているところもありますが、取り組み始めたばかりのところもありまして、保険者ごとに幅がある状況です。オンライン特定保健指導の導入の前後による特定保健指導実施率の変化については、導入間もないので、現時点では保険者としても捉えきれないところがありますが、毎年実施しておりますアンケート調査で今後県としても把握し、好事例について横展開を図ってまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 五十五保険者中八者が導入しているということで、今後の事後検証をしっかりと、今年度の改善につなげていただきたいと思います。池田副知事も来られましたし、知見を大いに發揮していただきたいと期待するところでもあります。

さて、脳血管疾患が全死因に占める割合は、全国では七・五%のところ、本県では九・二%と割合が高いのであります。脳血管疾患の割合が高い自治体を見てもみますと、食生活だけでなく、公共交通機関の有無、経済的貧困、更には孤立・孤独など、いわゆるソーシャルキャピタルの多寡など複合的要因が背景にあることがうかがえます。地域包括ケアシステムと公共交通施策、都市整備等の視点を統合した、部局横断的な脳血管疾患低減の取組を要すると考えますが、いかがですか。

○伊藤哲也保健福祉部長 我が県では、全国に比べてメタボリックシンドローム予備群及び該当者の割合が高く、身体活動や運動、食生活などの生活習慣の課題がありまして、これらの改善に向けて取り組んでいく必要があると認識しております。このため、住民が地域で健康な日常生活を送れるよう、運動習慣や食生活改善の取組に加えまして、歩きやすいまちづくりなど、社会環境の整備にも取り組んでおります。具体的には、みやぎ21健康プランにおいて、全ての市町村が歩きやすい環境づくりに取り組むことを目標としております。また、県内市町村作成のウォーキングマップを県のホームページに掲載するなどして、県民の健康づくりを支援しているところでもあります。

○わたなべ拓委員 案に外して質問の事項が消化できたところではあるのですが、野菜と塩分減塩という取組を、県においても東北大などの知見を援用しながら進めておられるところですが、減塩だけではやはり問題も残るのかなど。要するに排塩。いかに塩を排出するのかということに今のウォーキングなんか関わってくるわけですが、減塩だけではなくて排塩——塩分を排出するというところについても、当局の持っている膨大なデータを基にした知見をしっかりと活用していただきたい。また、周知

に努めていただきたいと考えます。この点につき、部長のお考えを伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 今御提案のありました点につきましても、専門家の御意見も踏まえながら、効果的な県民への周知・啓発について検討して、また、実施してまいりたいと考えています。

○わたなべ拓委員 どうもありがとうございます。